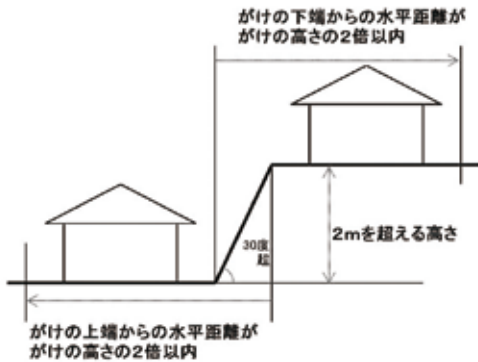


がけ地近接等危険住宅移転事業

あなたの住まいは安全ですか？



(参考) 「がけ」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなし、かつ、その高さが2mを超えるもので、その区域は「がけ」の高さの2倍以内の範囲です。(下图参照)



がけ地近接等危険住宅移転事業とは、がけ地の崩壊などにより、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている住宅を、安全な場所に移転するため、国と県および町が移転者に危険住宅の除去などに要する費用と、新たに建設または購入する住宅に要する経費（金融機関から融資を受けた借入金の利子相当額）に対して補助金を交付する制度です。

▽補助の内容

①危険住宅の撤去および移転（上限78万円）

②危険住宅に代わる住宅の建設などは、金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額（上限708万円）

▽対象

①災害危険区域

②県の建築基準法施行条例に基づくがけの区域

③土砂災害特別警戒区域

▽その他

①危険住宅居住者の親族が居住者のために住宅を建設または購入する場合も対象となります。

②危険住宅を撤去し、公営住宅に入居したり親族の住宅に同居する場合も、事業の対象となりますが、空き家の撤去は対象なりません。

※町内では、約150戸が該当する可能性があります。詳しくは問い合わせください。

◎問い合わせ先

役場景観推進課建設係

☎(86) 1136 [直通]

県建築課監察指導係

☎099(286) 2111

長島町行政改革推進委員会委員募集

町では、社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、長島町行政改革推進委員会を設置します。委員会は、委員8人をもって組織し、町長の諮問に応じて行政改革の推進に関する重要事項を調査審議し、町長に提言を行います。今回、町政への町民参画の拡大を図るため、委員の一部を募集します。

○募集人員

若干名

○募集期間

9月17日(火)～30日(月)

○応募資格

①満20歳以上(平成25年9月1日現在)で長島町に居住していること

②平日に開催する会議に出席できること

○応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ次の場所へ持参もしくは郵送(応募用紙は次の場所へ配布)

○提出先

①持参の場合

・長島町役場総務課
・指江庁舎総合管理課

②郵送の場合

〒899-1498

鹿児島県出水郡長島町鷹巣1875番地1

長島町役場総務課

◎問い合わせ先

役場総務課行政係

☎(86) 1111